

重要事項説明書

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 滴水会
主たる事務所の所在地	〒794-0038 今治市末広町1丁目5-5
代表者（職名・氏名）	理事長 吉野 俊昭
設立年月日	平成 4年 9月 30日
電話番号	0898-32-0323

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護センターひうち	
サービスの種類	訪問型サービス	
事業所の所在地	〒794-0037 今治市黄金町二丁目2-5	
電話番号	0898-32-8555	
指定年月日・事業所番号	平成30年 4月 1日指定	3870200189
管理者の氏名	須賀 初美	
通常の事業の実施地域	今治市（ただし 島しょ部を除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで 年末年始（12月31日午後から1月3日）を除きます。 （提供日は土・日・祝日もサービスを提供します）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで （サービスの提供時間については、午前8時から午後7時まで。ただし緊急の場合はその限りではありません。）

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数			
管理者 サービス提供責任者	常勤	1人以上、	非常勤	人以上
サービス提供責任者	常勤	1人以上、	非常勤	人以上
訪問介護員	常勤	2人以上、	非常勤	5人以上
事務職員	常勤	1人以上、	非常勤	人以上

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、負担割合に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号訪問事業・訪問型サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス が必要とされた者(事業対象者 ・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス が必要とされた者(事業対象者 ・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型 サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は今治市が定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改定されます。

【加算】以下の要件を満たす場合、前記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200			
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※	当該加算の算定要件を満たす場合	介護職員等処遇改善加算Ⅰ (24.5%)			
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※					

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件に該当する場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算	事業所と同一敷地内の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者49人以下にサービスを行う場合	10%減算

(2) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、いずれかの方法でお支払いください。

利用者負担金の受領に関わる領収書をお渡しします。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の10日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 百十四銀行 今治支店 普通口座 0347716
現金払い	サービスを利用した月の翌月の10日までに請求を行います。現金でお支払い下さい。

8. 緊急時における対応方法 (午前8:00～午後7:00)

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

9. 虐待の防止・身体拘束等の適正化のための対策

虐待の防止・身体拘束にかかる責任者	管理者
従業者への研修計画	定期的に委員会を開催し周知・研修を実施。
虐待等が発生した場合の対応方法	虐待等の早期発見に努め、虐待等を把握した場合は速やかに市の窓口へ相談通報し、調査などに協力します。

やむを得ず身体拘束を行う場合の対応	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前の説明、利用者又は家族などの同意を得、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
-------------------	--

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び今治市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0898-32-8555 月曜から土曜 午前8:30～午後5:30 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	今治市介護保険課 電話番号 0898-36-1526 月曜日から金曜日まで (ただし、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。) 受付時間 8:30～17:15
	愛媛県国民健康保険団体連合会 電話番号 089-968-8700 月曜日から金曜日まで (ただし、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。) 受付時間 8:30～17:15

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 業務継続計画に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

